

1. 議事日程第5号

(平成21年第3回大口町議会定例会)

平成21年3月18日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	齊木一三
12番	木野春徳	13番	倉知敏美
14番	酒井久和	15番	宇野昌康

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

11番 吉田正輝

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎧	教 育 長	長 屋 孝 成
政策調整室長 兼 総務部長	森 進	政策調整室兼 参事 政策調整課長	大 森 滋
健康福祉部長 兼 保険年金課長	水 野 正 利	健康福祉部 参事 兼 地域振興課長	星 野 健 一
健康福祉部 参事 兼 総務部生活課長	村 田 貞 俊	環境建設部長	近 藤 則 義
環境建設部 参事 兼 環境経済課長	杉 本 勝 広	環境建設部 参 事	松 浦 文 雄
教 育 部 長	三 輪 恒 久	行 政 課 長	前 田 正 徳

福祉課長兼  
こども課長 馬場輝彦 児童館長 稲垣朝子  
健康課長 吉田治則

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 近藤 登 議会事務局長 佐藤幹広  
次

## 開議の宣告

副議長（齊木一三君） それでは、皆さん、おはようございます。

本日は、吉田議長から欠席の届け出がありました。したがって、地方自治法第106条第1項の規定により、私がかわりに議長を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

## 一般質問

副議長（齊木一三君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日の一般質問では、宮田和美君まで終了しております。

柘 植 満 君

副議長（齊木一三君） 通告の順序に従い、次は、柘植満君。

3番（柘植 満君） 皆さん、おはようございます。

3番議席、柘植満です。

副議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

初めに、救急救命のネットワークの推進について伺います。

16年3月と17年12月に救急救命講習普及と推進、そしてAEDの設置について一般質問させていただいておりますので、そのことを踏まえながらお尋ねをいたします。

呼吸や心臓が停止した場合、家族やその場に居合わせた方が的確な応急手当を実施することによって、救命する可能性が高いことが明らかになっております。呼吸停止2分後に人工呼吸を始めると、90%ぐらいの確率で救命され、5分後には25%に救命率が下がります。国は、救急救命の受講者の目標を人口の20%としており、過去の質問に対する答弁では丹羽消防署において2,000人という御答弁をいただいております。国の目標に対して3.7%という結果でございましたけれども、普及拡大に、本町では、無線や広報などで呼びかけられ、一生懸命取り組んでいただいているところではございますが、その後の救急救命講習普及の現状についてお聞かせください。

副議長（齊木一三君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 丹羽消防署では、毎週第3土曜日に救命講習を開催しておりまして、平成15年から始まった救急講習の受講者は、丹羽消防署管内で延べ6,112名

になっております。丹羽消防署では、気軽に受講ができるように、2名以上の受講希望者がある場合は、希望日に受講できる体制が整っており、3時間の講習を受講しますと、普通救命講習修了証が交付されます。AEDの導入に当たり、役場庁舎では、企画財政課、生活課、行政課のAED設置付近の職員が講習を受講し、健康文化センター、中央公民館、そして温水プールでは、事務室を構えている各課及び憩いの四季等の指定管理者が受講をしております。町民の皆さんに対しましては、防災訓練で応急手当、あるいはAED訓練を実施しております。さらに昨年、区長さんの理解・協力で、さまざまな訓練を計画していただくように区長会防災研修会を実施しており、その内容は、防災講話、消火器、てんぷら、簡易消火栓のホース延長の実施と、AEDの紹介を行っておるのが現状でございます。

(3番議員挙手)

副議長(齊木一三君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) 本当にたくさんの方が受けられているということで、6,000人を超えているという話をいただきました。職員さんとかは、できれば全員受けられるように目標を立てて、講習を目指していただきたいと思えますけれども、先回もお尋ねいたしましたけれども、学校の先生、そして保育士さんの方々は必ず1回はきちっと受けたいというふうに思いますが、それはどのようでしたか、わかりますでしょうか。

副議長(齊木一三君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) AEDの取り扱い、あるいは救命講習につきましては、庁舎にAEDを設置し、さらには町の公共施設にAEDを設置する以前に、各町内の小中学校では、講習等の取り組みが先行しておったというように記憶をいたしております。保育園につきましては、町の職員と同じ扱いの中でAEDの講習、さらには救命講習等の講習は実施をして、仕事に支障のない範囲で受講していただくような考え方であります。

(3番議員挙手)

副議長(齊木一三君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) 先ほどの御答弁で、区長会の防災研修会なんかでAEDの紹介をされているというふうにおっしゃったように思いますけれども、その時点では紹介だけで、その講習とかはされていないわけですか、その場では。

副議長(齊木一三君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) その場では講習はされなかったというふうに思っております。ただ、この研修会を通じまして、その後、各行政区の区長さんのもとで研修計画というものを立てていただきまして、それぞれの区で、中には町の行政課を介して、あるいは直接それぞれ消防署の出張所等で講習の計画、あるいは実施をされておるというふうに認識して

おります。

( 3 番議員挙手 )

副議長 ( 齊木一三君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) 先回、質問させていただきましたが、そのときに、秋田市の受講率がすごく高くて、14%ということを紹介させていただきました。そういったことも含めまして、本町でもしっかり取り組んでいただいているようでありますけれども、これは大変ありがたいと思っております。また、いろんなところで訓練をしていただいたり、皆さんに御紹介をしていただいたりということでは、町民の皆さんの意識も大変高まっているように思います。今後も救急救命の普及の推進をよろしく願いをしたいというふうに思っております。

次に、A E D の設置につきましては、公共施設、学校に素早く設置をしていただいております。平成16年7月に医師、救急救命士に限られていました A E D の使用が一般の人にも認められたことから、その場に居合わせた人が3分以内に A E D を使用し、応急処置をすることができれば、7割の人が助かるというふうに言われております。A E D の重要性につきましては、もうだれもが認識されていると思っておりますけれども、公共施設と町内の民間事業所に A E D が何カ所設置されているのかを把握されていればお教えてください。

副議長 ( 齊木一三君 ) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 ( 森 進君 ) 町内の公共施設での A E D の設置の状況は、庁舎、健康文化センター、中央公民館、温水プール、総合運動場、そして各小中学校、そして丹羽消防署の大口出張所、計11台が設置をされております。民間の事務所につきましては、丹羽消防署において把握をされているものだけで、1月末現在で26施設あるとお聞きをいたしております。

( 3 番議員挙手 )

副議長 ( 齊木一三君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) 26施設とおっしゃいますのは、把握されている部分ということで、まだ若干把握されていない部分もあるというふうにとらえてもいいのでしょうか。

事業所の中での設置は、町民には周知させておりません。今お伺いしたのは、ネットワークということでお伺いしておりますけれども、できれば、事業所のどういうところが設置をされているのか、ちょっと読み上げていただくわけにはいきませんかでしょうか。

副議長 ( 齊木一三君 ) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 ( 森 進君 ) 町内の重立った企業、さらにはアピタ、ヨシツヤ等の店舗、そんなようなところに設置をされておるということで、丹羽消防署の方からはお聞きをいたしております。

( 3 番議員挙手 )

副議長 ( 齊木一三君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) 大きな店舗は置いてあると思うんですけども、26の施設といいますと、大きな施設だけではなくて、いろんなところにも設置をされてるのかなというふうに思いますけれども、それは今はわかりませんか。

副議長 ( 齊木一三君 ) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 ( 森 進君 ) 丹羽消防で調査をさせていただいた状況でいきますと、公共施設以外には、東急、兼房、スター精機、トヨタ紡織の大口工場、御桜乃里、それから中部宇佐美小牧支店、スタンドですね。アピタ大口店、トヨタ自動車部品センター、大和グラビア、ボッシュ・レックスロス、リンナイ、東海理化、今井医院、すずいクリニック、つくしこどもクリニック、さくら病院、太郎と花子、これは施設だと思います。尾北看護専門学校、パチンコK Sクラブ、名鉄自動車学校、ヤマザキマザック、マザックハウス、ヤマザキマザックの萩島工場、マザック第8工場研修センター、青山製作所、青山製作所エイ・コーティング、以上であります。

( 3 番議員挙手 )

副議長 ( 齊木一三君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) 本当にたくさんの方が設置をしていただいているというふうに思っております。先ほどもお話ししましたけれども、この事業所の設置は、私たちはどこに設置されているのかということは全くわかりませんが、県のホームページ愛知というところにA E Dマップがありまして、そこを検索すれば、A E Dが設置されているという場所が検索されるわけです。具体的には、検索をしていくと、なかなか地図が見つからないということもありますけれども、そういったところで、救命講習を受けられた方にこういうシステムがあるということを知ってほしいかでしょうか。

副議長 ( 齊木一三君 ) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 ( 森 進君 ) 今、御質問の中でお話がありましたように、公共施設の設置状況の周知につきましては、愛知県のホームページの「あいちA E Dマップ」に掲載がしてあります。しかし、非常に地図の倍率が大きなものですから、非常に見にくいというようなお話はお聞きしておりますが、町内の状況につきましては、今後ですけれども、大口町のホームページにも掲載を予定していきたいというふうに思っております。

( 3 番議員挙手 )

副議長 ( 齊木一三君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) ネットワークということで、どういうところに設置をされているかとい

うことを私たちが日ごろそれを知っていることというのも大事なかなというふうに思います。今、町のホームページにもとおっしゃっていただきましたけれども、町のホームページにも、その設置場所、ここには設置をされておりますよというのがこれからわかると、何らかの形で日ごろから皆さんがそういう認識をしていただけるのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、三つ目ですけれども、救マーク、または認定マーク制度とも呼ばれておりますけれども、この制度についてお尋ねいたします。

A E Dの設置につきましては御説明をいただきました。民間事業所を含め、A E Dを設置して、さらにこの講習を受講した人が常駐しているところにこういうマークをつくって、そしてこのようなものを掲げていただいて、いざというときに町民の協力を得て、そして救命率の向上を図っていくというものでありますけれども、こういったことに対して、どういうふうにお考えでしょうか。

副議長（齊木一三君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 救マークということで御質問をいただきまして、その内容等につきまして、丹羽消防署の方にお聞きをしたわけですが、救マークは、法に基づいた統一的な制度ではなく、各消防本部が独自に進めているものであるようでございます。近隣では、一宮市、瀬戸市で導入されておまして、現在、この丹羽消防署においては、救マークの制度がないというのが現状のようでございます。救マークは、各消防署の認定基準によりますが、A E Dの設置施設に1名以上の救命講習の受講者が常駐し、応急手当計画書を作成しているなどの条件が付されておるということでございます。町内の設置事業所では、事業所ごとで救命講習会が実施をされております。事業所に数名以上の救命講習の受講者が常駐してみえるという状況であります。これは、一宮市、あるいは瀬戸市のような先進の救マークの認定基準以上の高いレベルであるというふうに聞いております。

（3番議員挙手）

副議長（齊木一三君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 救マーク、認定マークというのは、先ほどもこういうものだということをお答弁いただきましたけれども、今回は、救マークを先ほどもお話ししていますように、例えば健康文化センター入り口にA E Dがありますというマークを張っていただいておりますけれども、また、救マークはそうした事業所が、そういった方の救命講習を受講された方が常駐をしていらっしゃるというところにそういうマークを外に張っていただくわけですけれども、どうしてそういうことを言っているのかと申しますと、企業というのは、CSRといって、企業の社会的責任をいろいろ掲げておられます。地域といろいろなかわりを持ってやっていく

ということでやっておられますけれども、そういうマークがあれば、例えば救命講習を受けられるときに、まず最初に「大丈夫ですか、大丈夫ですか」って声をかけます。そして、意識がなければ、気道を確保したり、そしてだれか呼んでくださいとか、そしてそれでも状況が悪ければ、AEDを持ってきてくださいって講習を受けますね。そうやって受けます。そういったときに、近くにいる場合に、そういう企業がたくさんある。せっかくそういうところの設置をしていただいている企業が、常々私たちが通るときに、ここにAEDが設置してあるんだということが自然に認識ができると、そういったときに、その企業に貸してくださいというふうに言うことができると思うんですね。企業としましても、使っていないわけですから、どうぞどうぞ使ってください。こういった形で私たちが常に安心・安全の地域づくりということで、そういうネットワークをつくっていくということが大事じゃないかなというふうに思います。そういった意味で、そういう事業所に救マークがあればいいんじゃないかなというふうな考え方でございます。いかがでしょうか。

副議長（齊木一三君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 丹羽消防署の取り組みの状況をお話ししますと、丹羽消防署の管内の状況から、各家庭で倒れる方が多いというようなことで、救命講習の受講者を、各家庭に1人というような目標を掲げられておりまして、そんな取り組みが現在されております。それを受けまして、町の広報無線、あるいは事業所等へ直接呼びかけをされまして、啓蒙・啓発が図られ、受講がされておるといようにお聞きをしております。今お話がありました企業等の設置の状況、さらには設置をしてある企業等の近くで、今もお話がありました事案についての対応、このあたりについては、今設置をされておる状況が一般の町民の方にはわからないというような状況があります。そういうものについては、私ども先ほどもお答えをしましたように、今後、AEDの設置のしてあるものを町のホームページに公開をしていくというようなことで、それが広く町民の方に周知ができるんかなあというふうに思いますし、各企業の協力体制につきましては、私どもが云々という話ではなくて、それは人命にかかわる話でございまして、丹羽消防の講習の折、さらには企業さん自身がそのような対応をしていただけるというふうに考えております。ですから、今丹羽消防署の管内、あるいは丹羽消防署の方針としましては、一家に1人という目標設定をしております救命講習の受講者の裾野を広くしていくという目標を掲げておるようでございますので、それが結果的には救マークが求めているような以上の整備ができる、あるいはネットワークができるということになるのではないかなというふうに思っております。

（3番議員挙手）

副議長（齊木一三君） 柘植満君。



3番（柘植 満君） それはそれで大変重要なことだと思います。本当に皆さんが、一家で1人の方が受講していただくと、こんな安心なことはないというふうに思います。それはそれでまたやっていただきまして、今結論が出るわけではありませんので、丹羽消防署との問題でもありますが、そういった、先ほどから申し上げているように、地域の中で、皆さんが常にそういう心を認識していくというか、そういったためにもネットワーク推進ということを提案させていただいているわけでございます。今、大町町が六千百どんだけということで、丹羽郡で受講されているというふうでお伺いをいたしましたけれども、国の人口の20%といたしますと、丹羽郡が約5万2,300というふうで計算させていただくと、丹羽消防管内といたしましては、大体11.5%ぐらいというふうになると思いますが、国の目標にはまだまだということにもなりますので、ぜひ今後も力を入れて取り組んでいただきたいと思います。そして、先ほどの企業のお話ですけれども、社会と、そしてその中で企業と皆さんが一体となったそういう常々安全・安心な社会づくりということを協力をしながらやっていくという観点も必要ではないかなというふうに思いますので、今後も御検討いただきますよう要望させていただきます。

次に、ヒブワクチンの公的助成についてお尋ねをいたします。

これも一度質問をさせていただいております。乳幼児の髄膜炎など、重い感染症を起こす細菌性髄膜炎の予防ワクチンでございます。19年のときは、国の状況を見るという御答弁をいただきましたけれども、髄膜炎の後遺症を持つ親の会が早期承認を訴えて、やっと19年の1月に製造承認されたという、皆さんが待ちに待った承認でございました。そして、昨年12月から、予防ワクチンの接種が始まりました。このワクチンは、世界保健機構が1998年に定期予防接種を推進し、100カ国以上で使われたにもかかわらず、先進国である日本は導入されていませんでした。近隣国では、北朝鮮と日本が導入されていない、そういうふうにテレビで報道されていたように思います。発生の頻度は少ないんですけれども、約5%が死亡、そして25%の方に難聴や言語障害、運動障害などの後遺症が残ります。ワクチン導入を進められてこられました国立病院機構三重病院の神谷齊名誉院長が、このワクチンの接種率が高くなれば、日本からほぼなくすことができる病気だというふうに指摘をされております。接種は、生後2ヵ月から7ヵ月未満で1回、その一、二ヵ月後の間隔で2回接種をするということで、またそれから1年後に1回、計4回行うこととなります。そして、1回、七、八千円程度という、ちょっと高額な負担をすることになります。髄膜炎の症状は風邪に似ていて、病気の進行が速くて、朝は風邪引いたようだと思っていましても、夕方には髄膜炎というふうに診断されるということがあられるそうです。耐性菌がふえて、治療が難しい例もあると言われておりますので、ワクチンで防ぐしかない、こういうふうに言われているというのが今の状況でございます。障害に苦しむ患者さんの親の訴えや声をテレビ報道とか、さんざんしているように思いますが、それを見ら

れたことはありますか、お尋ねいたします。

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 今の見られたことはありますかという御質問でございますが、私はありません。

（3番議員挙手）

副議長（齊木一三君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） やはりこういった病気の症例は、そういう患者さん、親の訴え、そしてその患者さんの状況、どんなふうな障害が出ているのか、お母さんがどういうふうに苦しんでおられるのか、生活の中で子供とお母さん、そして、周りの方たちがどういう思いをしながら育てられているのか、そういう報道を見てほしいと思います。この答弁の中で、これはこういうものだから、今はこうだから、こういうふうにししか考えておりません。そういう答弁ではなくて、本当にそういう家族の方たちの切実な思い、そういうものをもう少し知っていただきたいなあという思いがいたします。ここまで来るまでに大変な思いをして、皆さんが訴え、そして厚生労働省の方に要望を提出し、長い長い道のりがあって、やっとこれが接種されるようになった、ワクチンがされるようになった。まだなっただけでございますので、いろんな状況もあるかと思えますけれども、そういったように思いますので、ぜひよろしく願いいたします。そして、小児科医、そして患者さんの親の代表からのいろんな声がありましてワクチンが始まったんですけれども、国や自治体に負担を訴えておられます。ワクチンの公的助成をしてほしいというふうに訴えておられます。しかし、国に届くまでには、まだ時間がかかるというふうに思いますので、本町の御見解をお聞かせください。

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 御質問の内容とダブる点があるかもしれませんが、お答えさせていただきます。

御案内のとおり、ヒブワクチンにつきましては、国内では平成19年1月に厚生労働省の製造販売承認が得られ、昨年12月に販売開始されていることは、議員の御指摘のとおりでございます。しかしながら、ヒブワクチンはフランス国内で製造され、出荷までに20ヵ月もかかり、日本国内で輸入手続や品質検査などにさらに5ヵ月がかかります。そのため、ワクチンが国内で不足ぎみになっており、ある医療機関におきましては、月に3本程度のワクチン確保といった現状であると聞いております。ヒブワクチンは、厚生労働省の予防接種に関する検討会の中間報告によりますと、ヒブワクチンの予防接種法上の位置づけの検討に当たっては、この疾患の重篤性や発生頻度を十分に勘案した上で、今後、さらに有効性、安全性、費用対効果等の知見を収集する必要があるとされておりますので、国の動向も注視しながら、情報の収集や費用

助成のあり方について、今後研究してまいりたいと、このように考えております。

( 3 番議員挙手 )

副議長 ( 齊木一三君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) ある若いお母さんが、ヒブワクチンがあるということを聞かれて、本当は接種したいと思ったけれども、大変高くて、今の若いお母さんの生活状況では、ちょっと厳しいなあということでやめましたというふうに言っておられました。任意接種では、親の経済力や、そして情報の有無で子供の健康に差ができてしまう。そういうふうにも指摘をされておりますけれども、そのことに対しての見解を伺いたいと思います。

副議長 ( 齊木一三君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長 ( 水野正利君 ) 現在、日本の予防接種制度につきましては、法体系の中で定期的予防接種と任意接種ということで分かれておりますけれども、これがヒブにつきましては、現在当然任意予防接種ということになっております。ほかにも任意の予防接種につきましては、身近なものとしてはおたふく風邪の予防接種、あるいは水ぼうそうの予防接種、こういったものがございます。今回、私どもといたしましては、ヒブの予防接種につきまして、公費一部負担を助成するということになりますと、こうした任意の予防接種との兼ね合いもございますので、このあたりのことも踏まえまして、慎重な対応が必要ではないかなあというふうに考えております。

( 3 番議員挙手 )

副議長 ( 齊木一三君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) 中日新聞の1月23日に、このヒブワクチンが認証されてから記事に載っておりました。そのときにも、今お話ししたような状況の話が載っておりますけれども、頻度は少ないけれども、大変怖い病気で、必要なワクチンであるというふうにも書かれております。ヒブによります死亡者というのは、年間600人ということを言われておりますけれども、その5%が死亡するというふうに、この新聞では紹介をされております。本当にこのワクチンの接種率が高くなれば、この病気を全部なくすことができる。ほぼ100%なくすことができるということで、先ほどいろんなワクチン、おたふくとか、いろいろとありますけれども、これは命にかかわる。そして、助かって後の障害が大きいということが大きな問題というふうに思います。必要なワクチンだと認められているにもかかわらず、100カ国におくれている。世界100カ国でもう導入されているというのに、やっとワクチンが接種されたというのが、本当に私たちにとっては歯がゆい。声が届かない。そういった弱者に対しての施策が本当に手ぬるいというふうに思います。欧米では、公費で全員が接種をされていて、公費負担をされているというワクチンであります。皆さん、なかなかこういうワクチンがあるということも知らなかったし、

こういうワクチンでこういうことが防げるんだということも知らない人たちが多かった。しかし、テレビで報道されたり、新聞で報道されたり、紹介をされるようになって、やはり心配だからというふうにお母さんたちが問い合わせをされているというのもあると思いますけれども、そういう状況はいかがですか。

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 死亡率が高い、あるいは後遺症の問題等が、このヒブについては、ほかの任意の予防接種と比べて非常に高いといったことは、議員からの今の御指摘でよくわかりました。私どもとしましては、そういった特に感染症の集団感染が高いもの、あるいは死亡、あるいは後遺症の残るようなものにつきましては、今後、国の方の対応としては当然定期の予防接種に切りかえていかれるだろうというふうに見ておりますので、その動向を少し注視して見守りたいと、かように考えております。

（3番議員挙手）

副議長（齊木一三君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 補助を行っている自治体がわかりましたら教えてください。

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 九州の方で、一部の団体が補助をされているように伺っております。

（3番議員挙手）

副議長（齊木一三君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 最近、これが開始されるようになりましてから、いろんなところで検討されております。私がちょっと調べたところでは、九州、鹿児島、宮崎は既に助成をされているということであります。また、東京の品川区もことしの4月から開始をされると。荒川区も開始をされる。そして栃木県の大田原市、ここも独自の助成を決められたというふうにも伺っております。近くでは、大垣市が今回の3月議会で新規事業で補助が上がってくるというふうにお聞きをしております。簡単に調べたところですので、まだまだあるかと思っておりますけれども、本当に始まったばかりですけれども、それをどこまで認識をさせていただいているかというところが大きいのかと思っておりますけれども、やはり子供の命を守る安心・安全という行政の施策の中で、やはりこれは頻度は少ないです。患者さんがかかる数は少ないですけれども、しかし、かかれば大変な病気だというふうに言われておりますので、いろんな形でやはり検討していただきたいなというふうに思います。

あと、ヒブワクチンにつきましては、知られていないということを何度もお話ししましたけれども、母親教室、そして情報の提供をそういうところで行ってはどうかというふうに思いま

すけれども、いかがでしょうか。

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） それでは、現状につきましてお答えさせていただきます。

乳幼児の予防接種についての説明は、大口町が行っておりますフレッシュママの会などを通して行っているのが現状です。現在のところ、ヒブワクチンの説明につきましては、積極的には行っていないといったことをごさいますけれども、しかしながら、昨年の12月発売開始後、住民の方からの問い合わせもごさいます。ヒブワクチンについての現状をお話ししたケースもごさいます。今後は、最新の情報を収集しながら、やたら不安をあおることのないように、機会をとらえ、情報の提供をしてまいりたい、かように考えております。

（3番議員挙手）

副議長（齊木一三君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 埼玉県久喜市では、小さな冊子が、「ヒブ髄膜炎って？」という小さなパンフレットが病院の待合室に置いてあるそうです。そういった形で周知を図られているというふうに思いますが、なかなか近隣のこの辺では、そういうところは見かけなかったように思いますので、母親教室なんかでも、そういった工夫をしていただいて、正確な情報を出していただければいいのかなというふうに思いますけれども、それについてはどうでしょうか。

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 議員の御質問のとおり、こういったものの周知といえますのは、やっぱり専門職のいる施設で行うのが一番妥当だろうということで、健康文化センターの中の保健センター、この中で各種の乳幼児に対する健診等も行われております。そういう機会をとらえ、保健師の方からの確なお話をさせていただく機会を設けていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

（3番議員挙手）

副議長（齊木一三君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 国が公費負担を行うまでにはまだまだ時間がかかります。ぜひこういった各地方で何らかのいろんな形の助成を考えていただければ、大変お母さんたちにとってもいろんな認識はされて、またありがたいというふうに思いますので、ぜひ御検討を今後ともよろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（齊木一三君） 会議の途中ですが、10時20分まで休憩といたします。

（午前10時08分）

副議長（齊木一三君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時20分）

田 中 一 成 君

副議長（齊木一三君） 続いて、田中一成君。

2番（田中一成君） 御指名をいただきましたので、2点にわたって質問をさせていただきます。

初めに、保育行政についてでございます。

保育園をめぐる状況は、大変目まぐるしいものがありまして、全国的にも、周辺自治体でも指定管理者制度などを活用した民営化などが進められているところも多岐にわたっております。大口町におかれては、保育園の民営化は当面行わないという答弁をさせていただいてきているところでもありますけれども、町長はそれでも幼保一元化等については研究をこれからもしていきたいんだというような御所見をいただいております。財政状況も、国、地方自治体、そして大口町とも厳しい状況等も迎えているわけでありまして、昨日の一般質問でも同僚議員から保育園の民営化等についての質問もございました。現在、町長はこうした状況の中で、保育園の今後の運営の仕方について、民営化、あるいは幼保一元化等も含めながら、どのような所見を持っておられるのか、まずお聞きをしたいと思います。

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） それでは、私の方からお答えさせていただきます。

幼保一元化につきましては、平成15年に総合施設という名称で制度の公表がございました。その後、平成18年10月に認定こども園制度が開始されてきた経緯がございます。認定こども園制度導入の背景には、保育園の待機児童解消や子供の数の減少による幼稚園利用児童の減少、それに伴う施設の有効活用があり、本町の状況と照らし合わせた場合、あえて導入の必要はないと考えていることは、昨年3月議会でも御答弁させていただいたとおりでございます。

しかしながら、認定こども園が持つ就学前の子供に教育・保育を一体的に行う機能、子育て支援を行う機能は児童の健全育成の観点から、今の保育園にも求められていると認識しており、園長クラスの職員で、認定こども園の研究や先進地視察を実施しております。

一方で、平成21年4月に保育所保育指針が改定され、従来は見えにくかった保育における教育部分について、より明確にされるとともに、保育所が果たす役割として、入所している子供の保育のみにとどまらず、その保護者に対する支援及び地域における子育て支援を行うことも

明確化することとなりました。現在、新保育指針に基づく保育課程、いわゆるこれまでの保育計画でございますけれども、これを作成しており、平成21年度からは、今まで以上によりよい子育て環境の実現を目指し、保育園運営を行っていききたいと、このように考えておるところです。

( 2 番議員挙手 )

副議長( 齊木一三君 ) 田中一成君。

2 番( 田中一成君 ) 部長さんがかわって答弁されましたけれども、いろんな認識を共有をしたいと思いますので、認定保育園という言葉が今出てまいりました。それについての研究はしていきたいということですね。その認定保育園というのはどういうものなのか、説明いただけますか。

副議長( 齊木一三君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長( 水野正利君 ) 端的に言いますと、幼稚園と保育園機能が一体になったものということで、ハード面からいいますと幼稚園に保育園を合体させる。あるいは、保育園に幼稚園を合体させる。あるいは統合させるといったようなものになるかと思います。それと、この認定こども園をつくる背景には、待機児童の問題が大きく関与しておるというふうに認識いたしております。それぞれ認定こども園と現在の単独の幼稚園、保育園についての一長一短はあると思いますが、認定こども園についてのメリットというのも少なからずあるかと、その程度の認識はいたしております。

( 2 番議員挙手 )

副議長( 齊木一三君 ) 田中一成君。

2 番( 田中一成君 ) 待機児童がおることは全国的におるんですね。それは、大都市部です、待機児童がいるというのは。今、政府が発表している待機児童は、約2万人か3万人ぐらいなんです。政府が言っている待機児童というのは、全国的に。そのほかに認可外の保育園、認可されていない保育園、それらを含めると、約30万人の児童、これがいわゆる認可された保育園が不足していると言われておるんです。東京とか、名古屋市とか、そういう大都市部でいわゆる待機児童がおるんですが、大口町ではないんですよ。だから、待機児童解消策として、認定保育園制度がひとつ持ち出されてきたわけですけども、待機児童がない大口町で、認定保育園制度を研究しなきゃいかんという理由がどこにあるんでしょうか。

副議長( 齊木一三君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長( 水野正利君 ) 20年の4月でございますが、新しい保育所保育指針、こういったものが発表されまして、この適用が今年4月1日から適用されるという中で、この新しい保育所保育指針の中では、教育の充実、さらには子育てをされてみえる親御さんへ

の支援、さらには保育士のスキルアップ等々のことがこれまで以上に求められるというような保育指針の内容になっております。こうしたことからとらえますと、特に今冒頭で申し上げました教育、これにつきましては、認定こども園を導入することによって、さらなる充実が図られるかもしれないというようなこともございます。そうしたことで、大口町は確かに待機児童はございませんけれども、認定こども園についてのメリット、デメリット、これを検証してみる必要はあるのではないかとということで、担当の園長補佐クラスの職員が勉強会を開催しているといった状況でございます。

( 2 番議員挙手 )

副議長 ( 齊木一三君 ) 田中一成君。

2 番 ( 田中一成君 ) 保護者の中には、いろんな考え方があります。就学前教育として、自分の子供を育てたい。就学前教育を重視したいという方は、幼稚園に入れられます。大口町には、大口幼稚園がありますし、大口の東保育園をラモーナですか、そこに明け渡して、またもう一つ幼稚園ができた。幼稚園に通わされている方たちは、就学前教育を重視したいのであれば、大口町にも二つも幼稚園があるわけですので、そこに通わせればいいわけですし、十分に供給体制はあるというふうに思うんですが、保育というのは、本来、保育に欠ける児童、これを自治体が保育をする義務があるということで、責任を負って保育をしているところです。この保育園に、認定保育園という名前をつけて、就学前教育、つまり、幼稚園が持っている機能、これをもっと含ませるべきじゃないかという、ただ単にそういうことだけが認定保育園を持ち出されてきた目的だと思っていますか。

副議長 ( 齊木一三君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長 ( 水野正利君 ) 一つには、大口町の場合ですと、民間がつくった民営の保育園というのはございませんが、逆の見方をしますと、保育園についても公設民営、あるいは民間のそういった認定こども園、そういったものの導入がねらいとしてはあるかなというふうに考えております。

( 2 番議員挙手 )

副議長 ( 齊木一三君 ) 田中一成君。

2 番 ( 田中一成君 ) 公設民営の保育園、そういうことについての考え方もあるということですけれども、今保育園行政をめぐる国の動きというのは非常に大変な状況なんですね。いずれにしても、認可をされた保育園であれば、保育に欠けていることについて、市町村が認定をして、そしてあなたは保育に欠けている児童を持っていますから、どうぞということで、民間の保育園であろうが、公立の保育園であろうが、市町村が責任を持って保育をする義務があるわけです。それを公立の保育園で保育をするか、私立の認可された保育園でやるかは別にして、



いずれにしても自治体に保育をする義務があるんですよね、責任があるんです。

ところが、今どういうふうに国は考え方を換えようとしているかといいますと、これは赤旗の2月8日の記事を私抜粋してきたんですけれども、日曜版を。2月24日に新たな保育の仕組み、こういうものを厚生労働省の審議会が第1次報告として提出をしました。その内容は、2010年度ないしは11年度に児童福祉法を改正すると。そして、2013年度から新しい制度を実施する構えを示しました。この新たな保育の仕組みの特徴は、現行制度が義務づけている市町村の保育の実施責任をなくすんです。そして、利用者が保育所に直接入園の申し込みをして、直接契約をする、こういう制度に変えるべきだと、こういうふうに言っているんです。現在は、先ほど申しましたように、保育所への入所の可否、これは公立、それから認可された民間の保育所、いずれについてもその保育所への入所の可否を決定するのは市町村です。ところが、新しい制度では、市町村は親の申請に対して、保育の必要性と量、これを認定するだけです。入所先を見つけるのは、親の自己責任、こういうふうにしようとしているんです。そして、親の勤務時間などに応じて、保育量の上限量が決まります。何時間この子供については保育をする必要があるのかということで、上限を超えた保育をしてもらう場合には、国の規則に基づいて全額自己負担となります。大変なことで、こういうことを本当は厚生労働省は去年の秋の末ぐらいに、冬前ぐらいにはまとめたかったんですが、大変な論議になりまして、この審議会の中でも紛糾をして、年が明けて、やっと2月の末になって、こういうことがまとめられたんです、一応。しかし、全国の保育団体等は、猛烈な反対運動を行っていますから、このままこうした審議会の内容が国の方針として確定するかどうかは定かではありません。これは、介護保険がモデルなんです。介護保険は、どういうサービスがこの方には必要か、そして最大限、どれだけのサービスがこの方には供給できるのかということを確認しますね。認定するのは、大口町ですと社会福祉協議会などのケアマネージャーがそれを決めてくれるわけです。それで、そのサービスは、いろんなところに申し込んで、自分が直接契約をして、御桜乃の里とか、あるいはさくら病院とか、あるいは社会福祉協議会とか、自分で選んで、そしてケアマネが決めてくれた上限量の範囲内でサービスを受けると。その上限を超えてサービスを受けようとする場合には、全額自己負担、10割負担となると。これをそのまま保育行政に取り入れるという内容なんです。なぜ、こんなことをするのかといいますと、保育は金がかかり過ぎると。今、国も自治体も大変な財政状況だと。もっと保育を金で換算をして、効率的な安上がりな保育にしていかなければ、国も自治体も大変なんだという考え方が根底にあるというふうに私は思っております。そういう流れがあるということは御承知だと思いますけれども、どのようなふうにご受けとめておられますか。

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） お答えさせていただきます。

厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会は、議員からもお話がございましたように、2月24日に次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けての五つの報告をいたしました。その一つには、これからの保育制度のあり方についての報告があり、その中の利用方式について、従来は利用者と保育所の間には、利用契約がなかったものを、市町村が保育の必要性を判断し、公的保育を受けることができる地位を付与したり、公的保育の提供基盤整備といった公的責任を果たすことを前提として、利用者が保育所と利用契約を結ぶこととしたものと認識をいたしております。いずれにしても、国としましては、新たな制度体系の実現には、財源の確保が必要であり、今回の報告を踏まえ、新たな制度体系の具体化に向け検討を続けていくといったことですので、いましばらく動向を見守っていきたいと、現在のところはこのような考えております。

（2番議員挙手）

副議長（齊木一三君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 少子化が進んで、このまま少子化が進行すると、2050年には人口が4,000万人ぐらいになるとか、それが100年先だったか忘れてはけれども、とにかく日本の人口は今のままですと半分以下に突き進んでいくというような状況で、日本社会の維持ができない、こういうことから、今、部長が言われたように、次世代育成支援対策法、こういうものが平成15年7月に国において制定をされました。何とか少子化に歯どめをかけたいと、こういうことなんですね。安心して子供を産み育てられる社会条件の整備をしなきゃいかんということで、全国の自治体がこの次世代育成支援の計画を策定いたしました。これは、自治体だけでなく、301人以上の従業員を擁する企業も、義務じゃありませんけれども、策定するように求められました。ほとんどすべての全国の自治体がこういうものをつくりましたが、民間では、残念ながらそうした大企業、約2万社のうち、計画を策定したのは1万2,500社ぐらい、6割程度です。まだまだ民間には、この日本社会を維持していくために、子供を安心して産み育てられるような環境をどうやって企業としても社会的な責任を果たしていこうかという意識は、まだまだ希薄だと言わざるを得ない状況です。

ちなみに、大口町でもつくられました。この中で、大口町の保育行政について次世代育成支援計画、私全然記憶にないですけど、冊子が出たことはうっすらと覚えています。保育行政については、どんなふうこれをうたっていますか、大口町では。覚えありますか。おれもないんだから、みんなないかもわからんけど。

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 大変恐縮ですけど、保育行政について具体的に

と言われますと、回答にならないかもしれませんが、確かに大口市としましても先ほど言われました法を受けまして、17年度から26年度まで、この10年間の計画をいたしております。この中に、確かに保育園についての位置づけもされておりますけれども、今手元に資料がございませんので、具体的な中身につきましては割愛させていただきます。

( 2 番議員挙手 )

副議長 ( 齊木一三君 ) 田中一成君。

2 番 ( 田中一成君 ) 私が探してもないぐらいですから、大体大口市のいろんな計画は、国の方からつくれと言われてつくったものの多くがほこりをかぶっている例がありますので、やむを得ないなあというふうに思うんですが、国のこういう保育行政に対する物の考え方が非常に後退に後退を続けているんですね。保育園運営に関する直接補助制度、これを廃止しましたよね。それで一般財源化してしまいました。地方交付税に算定すると、こういうことですので、大口市は不交付団体ですので、まるっきりこの保育園運営に関する国庫補助はゼロ、ひどいもんですね。こういうことで、他の自治体でも、地方交付税については、国はいろんな算定基準を設けて地方交付税を交付してきますけれども、それをいかように使うのかという裁量は地方自治体に任せられておりますので、地方交付税に算定された保育園を対象にした地方交付税の額そのままを保育園行政には使いたくないと。もっとほかに必要不可欠なものがあるということで、地方自治体は、いっそ公立の保育園は手放したいと。私企業に任せたいと、こういう流れが加速されているわけですね。少子化対策を一方で言いながら、保育行政は金がかかり過ぎると。我が町の自治体職員の6分の1とか、7分の1が保育士だと。これは異常だと。何でそんなに保育士が必要だというような攻撃の材料にされて、首長選挙なども行われている。

本当にひどい話だというふうに思うんですが、日本の子育て支援、国の財政上の補償、この水準がどの程度にあるかというのは御認識をしていただきたいので、少し説明をさせていただきますけれども、児童手当、それから育児休業手当、それから保育所などのサービス、これらの合計、いわゆる少子化対策支援、こういうものの各国の比較がOECD内にあります。それが、国民総生産比で日本はどの程度かといいますと、日本は、世界で第26位。OECD内で26位。最下位ランクですよ。その比率は0.6%ですよ。日本よりもっと悪いのがアメリカでしたね。アメリカは28位で0.4%です。高いのは、デンマークの3.8%など、3%台が4カ国、2%台はスウェーデンとか、フランス、イギリスなど9カ国、1%台がドイツやスイス、イタリアなど10カ国、日本はわずか0.6%なんです。こういう水準ですので、ヨーロッパなどでは、子育て、保育、こういう支援が進んでいるということで、女性が仕事か子育てかということで悩むことが少ない、そういう状況になっているんです。そういう状況ですから、皆さんも御承知のように、フランスなどでは少子化に歯どめがかかっている。人口がふえてきている。こうい

うことで成果を上げているわけです。しかし、日本は少子化に歯どめがかからない。

内閣府だと思えますけれども、政府の推計調査では、日本では、子供を持っても仕事を続けたいという女性は、今2人に1人くらいおるそうです。そういう割合だそうです。そういう人たちも含めると、潜在的な保育希望者は、100万人程度おるといふふうにも言われております。現在の保育所の入所児童数は全国で215万人、待機児童はさっき言ったように、政府の統計では2万人。認可外の保育園にいる児童と合わせると、約30万人ですね。これらの状況を打開したいということで政府は言っているんですけども、お金は出たくない、財政が厳しいから。こういっておりますけれども、本当に財政支出もせず、こうした保育行政の充実を図ることはできませんし、こうした待機児童問題を解決することは私はできないというふうに思うんですが、この間に、国の補助金削減で、全国的に公立保育所がどんどん減らされています。周りの自治体でも減っていますけれども、その削減数は2,600の公立保育園が減らされています。最高時は1983年だったそうです。どんどんと減らされておるんですね。こういう流れはやむを得ないというふうに思われるのかどうなのか。果たして、少子化に歯どめをかけて、日本社会を健全に維持するというを本当に真剣にまじめに考えるなら、この保育行政、あるいは子育て支援策、これらに本当に選択と集中じゃありませんけれども、集中的に力を入れなければ、日本社会は、本当に破滅に向かっていくというふうに私は思うんです。そういう意味では、国の動向等も注意深く見守りながら、大口町には待機児童はいません。従来の少子化が進みまして、私が議員になったころは、保育園の園児の定数は、多分700台から800くらいあったと思うんですけども、子供が減りまして、定数を減らしてきて、今は600人台ですか。そのぐらいに園児数は減っているわけですけども、具体的なことに入りますが、資料を提出していただきました。それぞれ四つの保育園で、どの程度の園児数がおって、クラス数があって、保育士さんの配置はどのようだと。それから延長保育の内容、あるいは障害や発達障害などある園児に対する状況、それから児童記録のまとめの状況、保育士会議の開催状況等について資料をまとめていただきましたが、けさ方もらって、十分に理解しておりませんので、どうぞ時間を十分に使って、これに基づいて説明していただきたいと思います。

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） それでは、御質問にお答えします。

お手元の方に資料を配付させていただきましたので、この資料に基づきましてかいつまんで説明をさせていただきます。両面コピーになっております。表の方には南保育園と中保育園、裏面には西保育園と北保育園、合計4園の保育園につきまして掲載をさせていただきました。なお、運営状況につきましては、今年3月1日現在でございます。表の枠外、上段でございますが、保育士数、加配保育士数欄の括弧は臨時職員数ということで、臨時職員数を外書きにい

たしております。さらに保育士数には、各園の園長1名、さらには園長補佐1名は含まないということで御理解を賜りたいと思います。

それでは、南保育園を例にとって、順次御説明をさせていただきます。

まず、園児数でございますが、ゼロ歳が5名、1歳児が5名、2歳児が14名、年少児が29名、年中児が31名、年長児が30名、合計が114名といったものでございます。あと、中保育園、さらには他の西保育園、北保育園につきましてもごらんいただければわかるかと思えます。なお、4園合計の園児数につきましては、3月1日現在で561名といった状況でございます。

それから、次の右へ行きまして、クラス数でございますが、ゼロ歳児、1歳児、南保育園の場合でございますが、合わせて1クラス、2歳児につきましても1クラス、年少につきましては2クラス、年中につきましては1クラス、年長につきましては2クラス、合計で7クラス。以下、同様の見方をしていただければ結構かと思えます。なお、4園合計では31クラスでございます。

それから、保育士の数でございますが、先ほど申し上げましたように、括弧のつけていないのは正規の職員、括弧内は臨時の保育士を外書きでございます。南でいきますと、ゼロ歳児の正職員が1名とプラス臨時職員が1名、1歳児は臨時職員が2名、2歳児につきましては、正職員が2名、臨時職員が1名。ただ、ここで1個右側に飛んでいただきますと、左のうち育休保育士数1名というようにございますので、実質は2名から1名、今は休んでおりますので、保育士、正職員1名と臨時職員1名で2歳児は受け持っておるということで御理解を賜りたいと思えます。それから、年少につきましては正職員1名、臨時が1名、年中につきましては正職員のみで1名、年長につきましては正職員2名、休憩につきましては、19年度から臨時職員の対応ということで、1日4時間でございます。午前11時から午後の3時までの4時間、臨時職員さんを雇用し、正職員の休憩時間に充てておるといったことで、南保育園につきましては2名の臨時職員を充てております。合計でいきますと、正規の保育士が7名、臨時職員が7名ということで、14名体制で実施をいたしております。さらに、加配の保育士でございますけれども、南の保育園で例をとりますと、年少で臨時職員が1名、加配の保育士を置いております。

さらに右へ行きまして、延長保育の内容でございますが、まず早朝7時半から通常保育が始まる8時半までの1時間でございますが、2名体制で行っております。なお、2名のうち1名は必ず正職員をつけるといった対応をいたしております。延べの数でございますが、2月の時点では、以上児が168名、未満児が78人、2月平均では以上児が9人、未満児が4人といった状況でございます。それから、延長保育の午後というか、夕方の部でございますが、16時半から18時、この間につきましても延長保育担当が2名、やはりこれにつきましても朝と同様、1名は正規の職員がついて対応いたしておるといったことでございます。それから、人数でござ

いますが、2月の延べは、以上児が155名、未満児が135名、2月平均では、以上児が8名、未満児が7名といった状況です。それから、内容でございます。17時におやつを食べ、折り紙、自由画、玩具等の自由遊びや紙芝居などを見せるといった内容で行っております。担当は、それぞれ正規職員、南については7人、あるいは臨時職員2人でのローテーションで延長保育に対応しておるといことです。それから、南につきましては、18時から18時半、この時間帯につきましては、南の児童センター、こちらに移動して、児童クラブの児童も一緒に延長保育という形で行っておるとい現状でございます。なお、南児童センターでの実施担当は1名で、南の方の正職、または臨時職員が保育士で対応しておるといことでございます。2月の延べの以上児の数は18人、未満児は18人、2月平均では、以上児が1人、未満児が1人といったことで、南保育園については、夕方の延長保育については比較的ニーズが低いかなといことで、時間帯につきましても、ほかの保育園と比べますと、ほかの保育園は午後の7時まで延長保育を実施いたしておりますが、南につきましては、午後の6時半といことで、30分早目に切り上げておるとい状況でございます。

それから、右へ行っていただきまして、児童記録のまとめといことで、ここにいるうたつてでございますが、順番に説明させていただきます。

まず1点目に、成長記録のチェックといことで、未満児、3歳児について行っております。評価月につきましては、4月、7月、11月、3月、いわゆる3ヵ月に1回の割合で評価をいたしております。そして、年中、いわゆる4歳児、あるいは年長の5歳児、これにつきましては、評価月が4月、10月、3月の4ヵ月に1回で評価をいたしております。担任及び副担任保育士がクラスの園児一人ひとりの様子を子供の状態に合わせて、1ヵ月から3ヵ月ごとに成長の記録及び援助のポイントとして記録するものであります。なお、作業としましては、園児が降園した後に、当然事務作業を行うといことで行っております。

それから、右へ行きますと、保育士の会議の開催状況でございますけれども、園児が午後4時に降園しますので、午後4時半より職員会議等を設けておるといことです。それから、職員会議につきましては月に2回ほど、内容は保育計画、行事打ち合わせ、療育相談打ち合わせ、保育計画の打ち合わせ、こんなことを行っております。さらには勉強会、これは随時でございますが、保育課程の、いわゆる新しい保育所保育方針を受けての保育課程の準備、さらにはグループ別の勉強会、これは職員の年代別に5グループに分け、それぞれがテーマを決め行っております。なお、テーマにつきましては、時期によって変えております。さらには、園長会といことで、月に2回、この会の内容につきましては、保育園の年間行事計画に基づく保育園相互の打ち合わせなどを行っております。なお、この勉強会でございますが、この勉強会の結果につきましては、何らかの形で通常の保育の中に取り入れているといことでございます。

それから、勉強会の目的につきましては、端的に申し上げまして、保育士のスキルアップということでございます。それから、献立作成会でございますが、場所は健康文化センターの方で行っております。月1回でございます。栄養士が1名、それから調理師が各園1名、保育園の保育士の代表、園長補佐クラスで1名、合計6名で行っているといったことです。

それから、最後に課題のある園児の状況とその対応及び改善点ということで、現状でございますが、診断名のついている園児に加え、気になる園児も少なくないといった状況でございます。この対応策等でございますが、年間計画を定め、専門家による療育相談等を費用弁償により行っておるということです。専門職につきましては、言語聴覚士、各園で4回程度、作業療法士がやはり各園、年4回程度、臨床心理士が各園、年2から6回程度。時期はそれぞれまちまちでございますが、親御さんと対象児、さらには担任保育士が参加をいたしております。それから、保育相談が各園、年4回程度、これにつきましては、保育現場を見てもらい、児童への対応の指導を受けておるという状況でございます。

それから、コロニーの巡回指導でございますが、これも県からの専門員の派遣によつての指導でございますが、これは対象としては特定の児童が対象で、各園年1回程度行っております。さらには、講演会、研修会、こういったものも保護者、保育士を対象に開催をいたしております。こうした中での改善点でございますが、該当児、保育園の保護者の子供の現状受け入れと周囲の理解、この周囲の理解と申しますのは、対象となる子供さんのほかの親御さんのことを指してのことでございます。それから、現在西保育園で行っております母子通園のさらなる活用が求められます。それから、他課との連携ということで、特に保健センターを持っております健康課との方の連携、さらには未就園児の状況把握、これにつきましても、健康課とのタイアップ、さらには各園で月に一、二回行っております園庭開放、こういった折にも、多少のそういった問題児の発見もできるであろうと考えております。それから、最後でございますが、大口町のNPO登録団体等との協働ということで、具体的には障害者を支援する、特に大口町NPO登録団体のシップ、こちらとの協働によりまして、親子での参加による機会の拡大を図っておるといった状況でございます。

以上、簡単でございますが、4園の保育園における現状、あるいはその問題に対する改善点等につきましての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(2番議員挙手)

副議長(齊木一三君) 田中一成君。

2番(田中一成君) まず、わからないところからちょっとお聞きしますが、西保育園で母子通園をやっておられるということですが、それはどんなふうに使われているのか、ちょっと教えてください。

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 西保育園における母子通園については、ぱんだ教室という名前で、たしか18年度から本格実施をいたしておりますが、現在定数がたしか13名であったと思います。その子供さんの状況に合わせて、専任の保育士が保育に当たっておりますが、軽いお子さんにつきましては、健常児と同じ部屋で保育を受けるというような機会も与えております。

（2番議員挙手）

副議長（齊木一三君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 程度の軽いお子さんは、健常児と一緒に保育ということですが、少し程度の重い児童については、毎日じゃないんですよね。別個にそうした母子通園のクラスに所属をしている皆さんに対する通園事業は、どの程度、どんなふうに、何人ぐらい、どういう保育士さんを配置してやっているか、その辺の状況をちょっと説明してください。

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） まず、1人当たりの母子通園の利用の限度でございますが、週に3日ということで、その対応する保育士につきましては、正職員の保育士が1名、それから臨時の保育士が1名ということで対応をいたしております。

（2番議員挙手）

副議長（齊木一三君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 西保育園の保育士数の中に、保育士さんの数がありますけれども、正職員が8名、それから臨時保育士さんが9名とありますね。この母子通園の担当は、今お聞きしますと、正職員の保育士さんが1名と臨時保育士さんが1名ということですが、それはこの8名、9名の中に含まれているわけですか、これ。

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 西保育園の、先ほどの表の方に掲げてありますのは、純粹に保育園のみでございますので、母子通園につきましては、またここから除外してあります。

（2番議員挙手）

副議長（齊木一三君） 田中一成君。

2番（田中一成君） はい、わかりました。

この一覧表の中には、母子通園の保育士さんは含まれていないということですが、例えば南保育園の方から説明いただきましたので、南保育園の園児数やクラス数、あるいは保育士数、加配の保育士さんの数、こういうものを見せていただきますと、大変だなあと思



うんですね。小学校1年生に入学してきて、30人学級を早くやってくれんかなあと、先生たちは言っていますよね。35人も40人近くも、幼い小学校の1年生が新入生で入ってくると、まずまともな授業というよりも、クラスの机といすに座って、先生に注目してもらうために、どれだけの努力をしなければいけぬのか。耐えに耐えに耐え抜いて、先生方は生徒を指導するわけですが、こんな日本の教育がすぐれている面もあるんですけれども、教師一人に対して30人学級もできないと、やっていないというのは、先進ヨーロッパ諸国から見ると、大変おかれていると言われていますね。早く、せめて30人程度の少人数学級をやらなければいけぬと言われているわけですが、これを見ますと、南保育園、ゼロ歳児は5人、1歳児が5人、ここに保育士さんが、正規の保育士さんは1人、臨時の保育士さんが3人、合わせて4人ですね。一体、国の基準は、ゼロ歳児に対しては、保育士さんの配置基準、あるいは1歳児に対する配置基準というのはどんですか。

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） お答えします。

その前に、母子通園の臨時職員を1名と申し上げましたけれども、2名の誤りでございますので、御訂正をお願いします。

それでは、国の保育士の設置基準を申し上げます。ゼロ歳児につきましては、児童3人に対して保育士1名、1歳児、2歳児につきましては、児童6人に対して保育士が1名、3歳児につきましては児童20人に対して保育士1人、4歳児につきましては、児童30人に対して保育士1人、5歳児につきましても、4歳児と同じでございます。以上でございます。

（2番議員挙手）

副議長（齊木一三君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 国の基準もひどいんですね。学校に上がる前の児童で、4歳児、5歳児、こういう児童に対して、保育士さんは30人に1人でいいですよという、ひどい基準なんですよ、これは、私に言わせればね。こんな配置で、まともな保育ができるかということですが、そういう基準の中に置かれて、保育士さんたちは大奮闘しているわけですよ。大奮闘しているわけですが、こういう国の基準が非常にお粗末な水準ですが、あります。一方で、南保育園、ゼロ歳児が5人、1歳児が5人ということですから、ゼロ歳児については5人ですから、国の基準でいっても保育士さんは2名いなければいけません。1歳児だと、国の基準でいうと1名でいいわけですか。そういう中で、ゼロ歳児については、正規の保育士さん1名と臨時の保育士さん1名、ということですから、本来なら正規の保育士さんを2名配置するのが国の基準ですが、正規の保育士さんは1名しか配置をしていないと。1歳児については、国の基準もひどいですが、1歳児は6人の園児に対して保育士さん1人

でいいなんていうんですから。1歳児を1人の保育士さんが6人も見よというのは、本当に大変なことだと思うんですけども、南保育園は正規の保育士さんゼロ。これはひどい話だと思うんですね、これは。全体を見ますと、大口町の保育士の正職員と臨時保育士さんの割合、南保育園は正規の保育士さんが7名、臨時の保育士さんが、加配の保育士さんを含めると8名、しかし、そのうち育休をとっている保育士さんが1名ですから、臨時の保育士さんの方が正規の保育士さんより多い。大口町、全部合計していませんから、わかりませんが、つらつらっと見ますと、ほぼ正規の保育士さんと臨時の保育士さんが半分半分くらいですか。どっちが多いか少ないかわかりませんが、これはひどい状況だと思うんです。加配は国の基準よりもいっぱい配置しているということですから、町の配慮なんですけれども、本来、国の基準でいっても、配置をしなければならない保育士さんの約半分は臨時の保育士で賄っているという状況で、今全国的にどんなことが言われているか、こういう割合について。大阪などでは、臨時の保育士さんの割合が40%にもなっている。何てひどいんだとか、そんなふうに言われているんですよ。大口町は半分ですよ、50%。これで、本当に子供にまともな保育、課題もいろいろあるんですけども、やっていけるのかなというふうに思うんですけども、臨時の保育士さんたちは、先ほどお聞きしますと、11時から3時まで、休憩対応の保育士さんの配置とか、いろんな雇用形態があるようなんですけれども、総体的に言って、大体臨時の保育士さんは何時間勤務程度の方がどの程度なんでしょうか。

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 暫時休憩願います。

副議長（齊木一三君） 暫時休憩します。

（午前11時13分）

副議長（齊木一三君） 休憩を閉じます。

（午前11時14分）

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） お昼の4時間の休憩の臨時保育士さんは別にしまして、8時間勤務の保育士さんと6時間勤務の臨時の保育士さん、これは、どちらも大体半々というような割合です。

（2番議員挙手）

副議長（齊木一三君） 田中一成君。

2番（田中一成君） その臨時保育士さんの時間当たりの賃金というのは、大体どのくらいで

すか。

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） クラス持ちが1,240円で、加配保育士が1,040円という単価です。

（2番議員挙手）

副議長（齊木一三君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 正職員さんに比べれば安い賃金でやっていただけるということで、ただそれだけの理由で正職員の保育士さんを減らして、臨時保育士さんの割合を高めているというふうにしか理解できないわけですが、同一労働、同一賃金、これは共産党だけが言っているんじゃないかと、ヨーロッパでは当たり前になってきているんですよ。短時間勤務の場合でも、民間だろうが、どこだろうが、単位時間当たりの労働に対する対価は、通常の勤務時間をやっている皆さんも短時間労働の皆さんも同じにすべきだと。これがヨーロッパが進めてきた一つの労働行政の実りある結果なんですね。ちなみに、この正職員の保育士さんは、平均すると、およそ時間当たりに直しますとどのぐらいの給料になりますか。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 暫時休憩願います。

副議長（齊木一三君） 暫時休憩します。

（午前11時17分）

副議長（齊木一三君） 休憩を閉じます。

（午前11時20分）

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） お答えします。

月30万の基本給の保育士をシミュレートしますと、大体1時間当たりの単価で2,500円ぐらいになるかと思えます。

（2番議員挙手）

副議長（齊木一三君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 正職員の保育士さんを雇うよりも、臨時の保育士さんを雇った方が半分以下の人件費で済むということでございます。南保育園のところを、もう一度、皆さんも見ていただきたいんですけども、例えば、年少29人の園児がおって、クラス数は二つ、保育士さんは、正規の保育士さんが1人、臨時の保育士さんが1人、加配の保育士さんが1人、こういうことで、3人で対応しておられます。細かな時間配分はわかりませんが、クラスが二

つあるのに、正職員の保育士さんが1名しかいないと。臨時の保育士さんにクラス担当させて、そして働かせていると、そういう状況ですね。児童記録も責任を持ってつけなきゃいかん。子供の健やかな成長をはぐくんでいかなきゃいかん。保育士さんの会議にも当然クラス担当なら出てもらわなきゃいかん。スキルアップしていただかなきゃいかんから、研修にも出てもらわなきゃいかん。それから、当然本町の職員の皆さんもそうですけれども、新聞や本もよく読んで、自己研さんをして、現在の状況に合った子供に対する対応の仕方はどうあるべきなのかというようなことで、勉強もしてもらわなきゃいかんのですよ。そういう環境に臨時の保育士さんをクラス担当にまでさせて、できると思いますか。不十分きわまりない環境のもとにおいて、子供を担当させているというふうに思いませんか、どうですか。

副議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 正規の保育士、あるいは臨時の職員の配置の関係につきましては、臨時職員ではいけないといったような基準はございません。ただ、できることであれば、正規職員を充足していくのが本来であればいい方向であろうということは思います。

（2番議員挙手）

副議長（齊木一三君） 田中一成君。

2番（田中一成君） また、次の議会でももう少し私もみずから調査をして、現場の保育園なども回ってみたいというふうに思いますし、周辺の自治体の状況等も回ってみたいと思います。余りにも大口町の保育士さんの配置基準、正職員と臨時職員の割合がフィフティー・フィフティーというような、これはあまりに異常じゃないかなあというふうに思いますし、クラス担当まで臨時保育士さんにさせているような状況、周辺の自治体でもそんなのがあるのかなあというふうに思います。いずれにしても、今児童をめぐる状況は、以前にも発達障害などの割合もふえているんだよというようなことも言いましたし、保育園に通っていない家庭で子育てをやっている皆さんに対する子育て支援のセンターとしての機能、そういうものも保育園にはあるんだから、民営化など考えずに、保育園機能の充実を一層図れるようにということで求めてまいりましたけれども、さらに子供に対する虐待、まともに家庭内で育児がされていない。御飯を食べさせない。離婚をして、また違う男性と同居したり結婚したりしたけれども、その父親が子供を虐待して大けがをさせたり、あるいは死亡させたという事件がテレビや新聞に出るでしょう。バツイチは当たり前で、私バツイちなんてという言葉がテレビに出てまいりますけれども、離婚も非常に多いんです。そういうことで、実の父親や母親と暮らしていない、そういう幼児もおられます。そういうことで、虐待には食事をまともに、あるいはおふろが毎日入ってもらえない、服は1週間も着がえさせてもらえない、そんなふうな児童に対する虐待、そ

れから性的な虐待、これは日本では調査が極めて不十分なんですけれども、相当数に上っているとされておりまして。そういう状況にきちんと対応できるような子育て支援、こういうものがさらに求められているという社会状況だというふうに思うんです。大口町でも県営住宅などに母子家庭の皆さんが大変多く入居されておられます。本当に大変な状況の方も何人か知っておりますけれども、必死になって働き、そして保育園に預けてやっておられますけれども、本当に育児に対する知識や対応能力、そういうものが、本当に核家族で、孤立しておりますから、おばあちゃんやおじいちゃんのアドバイスもない、そういう状況や、あるいは近所つき合いも少ない中で、そういう知識がなかなか会得されていない、そういう親御さんがふえているんです。これは社会の状況なんですね。これは、社会がそういうふうに変化しているわけです。

そういう中で、例えば3歳になって保育園に入ってきて、おしめが外されていないような子供さんがおられる。昔なら考えられなかったような状況。それも保育士さんたちは、何だというようなことで、叱責してはだめなんですね、親御さんに対して。いろいろとアドバイスをしながら、サポートしながら、半年しておしめが取れたら、お母さんえらかったね、大変だったけれどもよかったねと、励ましながら子供を健やかに成長させるための保育をやっていかなきゃいかんわけです。だから、保育士さんは大変なんですよ。そういう中で、例えば児童記録、これは保育が終わった後にやっていますと言いますが、プライバシーの問題があって、学校の先生も児童記録や成績を、児童の名前のついたやつを家に持って帰っちゃいけないと言われていたけれども、学校の先生方もたまたま持っているうちになくなったとかということが、時々新聞や何かに出ますけれども、保育士さんのほとんどは、家庭に持って行って、児童記録なんかはつくらなければ、とてもじゃないけれどもできないんです。保育園にいる間に児童記録が完璧にできているなんて保育士さんは、多分一人もいないと思いますよ。そういう環境ですから、園長さんや園長補佐さんが困っているのは、若い保育士さんが期限が来ても児童記録をちっとも出してくれない。言うところ「はい」といい返事をしてくれるけれども、家に帰ってまでがむしゃらにやってきた年配の先輩の保育士さんたちとは違って、なぜ家にまで行って、そんなことを毎日毎日やってまで、期限に間に合わせなきゃいかんのか。私は勤務時間中にやりたいんだというのが、今の若い人たちの考えだと思います。それは当然なんですね。それを家に持って帰って、期限までに間に合わせるといことがなかなかできない保育士さんが、かなりの割合で、どこの自治体でもいるんです。私、たまたま友達がいますので、ほかの自治体の園長さんや保育関係者に聞きますと、本当にそういうことで困ると。定期検査とか、監査とか、そういうものが迫ってきて、そういうものも点検される。期限も迫っていて、それで一生懸命督促しても、それでもつくってもらえない。大変なんだけれども、もう家に帰って、本当にやってもらいたいなんていう、こういう愚痴ですよ。本当に大変なんですよ。そうい

う大変な保育士さんの現状、それから今の児童のさまざまな変化に対応した的確な保育、そして地域における子育て支援、いろんな課題がいっぱいある中で、大口町の正職員と臨時職員の保育士さんの配置の状況、これは少し改善をしていくべきだというふうに私は思いますけれども、町長、御所見を。

副議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 田中議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。大変長時間にわたって御講演をいただきました。保育園の現状等についての質疑をいただいたわけでありませう。

現状は、御質問いただいたとおり、一生懸命担当者、あるいは職員、また保育士が頑張っておるところであります。御案内のように、今、国は大きな負債を抱えながら国の再生を図っておるところであります。少子化に対しても、抜本的な対策が見えていない状況であります。今回、子供の医療に対して、2歳児に対しての補助をどうするかと、こんなことも私どもは検討をさせていただいております。国は、保育に対して、あるいは扶助に対して大変厳しい厳格な基準を設けてきたということでもあります。そんな中で、保育行政も大きく変わっていくかなと、こういうことを感じておるところであります。今、国の負債は800兆円とも言われるような膨大なものであります。国の生産高の倍にならんとするところでもあります。地方の負債も入れますと、1,000兆円と言われるところでもあります。

そうした中で、行政をどうもう一度構築していくかと。今、地方分権以外ないと、こういうことで、仕組みがつくられておるわけであります。従来、中央集権の国家体制の中で、扶助というものは国が支えていく、こういうことで国は成り立ってきたわけであります。その扶助の行為を地方と分かち合おうと、地方が支えていくという時代になってきたわけであります。今、こども課という名称にして、子供全体を見ていこうと。18歳までの人間を大口町における対象にしながら、こども課は行政をしていこうと、こういう時代に入ってきたわけであります。生活に困窮される、あるいは仕事がしたくても環境的にできない方々をどう扶助していくかということは、私どもの課題であろうかと思っています。そんな中で、できるだけ大きく支援がしていける子供たちを対象に、育てやすい環境をつくっていくというのが、私どもの使命だと思っています。保育園の問題は、大口町の子供たちの人口の中で年齢を就学前に換算しますと、約3分の2であります。また3分の1の子供たちは、幼稚園に通っている。あるいはまた未就園ということでもあります。そうした子供たちも対象にしながら、私どもは、子供に対する行政をどうしていくか。そういうことが必要であろうかと思っています。話の中で、フランスの話、あるいはスウェーデン、デンマーク等の話、福祉の充実度をお話をいただきましたけれども、少子化に対する対策は、保育だけではなくて、子育て全体に関する問題だと思っていますし、

税法も絡めてその施策が打たれる、こういうことが順当であろうと思っています。私どももそういうことを視野に入れながら、これからの対応をしていきたいと、こういうふうに思っております。

今、保育園に対しての賃金、あるいは人数に対して見解を尋ねられたわけでありましてけれども、私どもは就学前の子供たち全体についての中で、どう施策を展開していくかという課題で考えていきたいと、こういうふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

( 2 番議員挙手 )

副議長 ( 齊木一三君 ) 田中一成君。

2 番 ( 田中一成君 ) 正職員と臨時保育士さんの割合が余りにもひどい状況ですので、それらのことについての改善の意向があるかどうかお尋ねをしましたけれども、その辺はあいまいで触れられませんでした。

全体の就学前の子供さんに視野を持ってということでありましてけれども、ことし保育士さんの資格を持った方が、園長さん、それから児童館長さん含めて 2 名退職されますね。しかし、正職員の補充はしないということで、この一覧表は 3 月 1 日現在ですけれども、さらに保育士の資格を持った人が 2 名退職する。そういう中で、この正職員や臨時職員の割合といたしますか、そういう配置はさらに悪化をする、こういうことですね。余りにもひどいんじゃないですか。こんな言い方はまずいのかもわかりませんが、給料が、当然管理職ですから高い児童館長とか、保育園長が退職するんですから、新規の保育士さん、まだ入ったばかりで給料は安いでしょう、十何万で。2 人やめたら、3 人か、4 人ぐらいは補充できるはずですよ、今までの水準を保つために。そういう配慮もされないなら、保育行政の足元を執行部の皆さんがくっけているということになりますよ。今でも大変な、こんな。ことしの採用は、図書館の司書さんが 1 名、学芸員が 1 名、保健師さんが 2 名ですから、喜んでいますが、一般職が 2 名、なぜこれ保育士さんの新規採用をしなかったんですか。どういう考えですか。さらに、臨時職員の比率を高めようと、人件費を安く抑えようと、そういう考え方があったからですか。

副議長 ( 齊木一三君 ) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 ( 森 進君 ) 21 年度の職員の新規採用につきましては、今お話があったとおり、一般職 2 名、そして保健師 2 名、それから司書及び学芸員が 1 名ずつで 6 名であります。この 6 名につきましては、今回、定年退職のほかにも勤奨の退職等につきまして、事前に照会をしまして、そういう中で 6 名の採用をしたということではありますが、保育園の保育士につきましては、私ども、従来、図書館の司書、あるいは学芸員につきましては、正直、今後の人事を考えていく中で、やはり後任者を育てていくということが必要であるというようなことで、今回学芸員、それからさらには図書館の司書の採用をしまして、保健師につきまし

ては、担当部局の方から保健師の役割というんですか、そういうものが非常に膨大になってきておるといふようなことで、担当部局の方からの要請を受けまして、保健師さんの採用ということをやったわけでございまして、前にもお話をしましたように、地方公務員、国家公務員だけではありません。地方公務員を取り巻く状況も非常に厳しい中で、職員の削減、さらには公務員の適正な数値というふうなものがありまして、私ども大口町においても集中改革プランでそのような目標値を持っております。そういう中で、各年度において、どのような業種、あるいは職種の職員を採用していくのかということを考えておるわけでございまして、たまたま21年度につきましての新規採用に保育士の採用はしなかったということございまして、保育園を取り巻く非常に大きな課題等を抱えておる現状の中で、そういうものを総合的に判断をさせていただいたということでございます。

( 2 番議員挙手 )

副議長( 齊木一三君 ) 田中一成君。

2 番( 田中一成君 ) 保育園を取り巻くさまざまな状況を勘案して、保育士を減らすと。保育士の資格を持っている人を減らすと。これは、いろいろとる述べてまいりましたけれども、保育士さんの配置については、現在の状況について、全体的な職員の配置数、こうしたものの見直しを集中改革プラン等にのっとり見直していかなきゃいかんから、保育士さんを減らすのは、そういう考え方から保育士さんを減らしたんだと、新年度。というふうに聞き取れるわけですけども、私に言わせれば、少子化対策だとか、次世代支援計画だとか、いろんなことを言っていますけれども、そういうことと逆行するんじゃないんですか、これ。例えば、クラスが二つあるのに、正職員は1人しかいない。臨時保育士さんがクラス担当して、責任ある保育をする立場にさせられている。何か問題や事故が起きたときに、本当にこれはどういうことになるんですか、これ。町の責任が問われますよね。そんなふうな職員の配置基準をさらに悪化させて当然だというふうな考え方では、とてもじゃないけれども説明になっておりませんので、これからも退職をしても補充をしないというふうなことを、保育行政分野ではやっていくんですか、これ。保育というのが、今進めている少子化対策とか、地域における子育てのセンターの役割だとか、いろんな役割があるにもかかわらず、そういう分野の職員については、臨時職員で間に合わせていくというふうな物の考え方は、本当に私は理解できないですね。学校の教育が大事だと、学校の教育を充実させようと、こういう危機のときだから、米百俵の精神で子供たちの教育に全力を挙げていこうと、こういって大口町は執行部とも議会とも、そうした考え方では一致をして、立派な中学校をつくってまいりましたが、学校教育以前にも、子供たちに対する最善の策はとられなきゃいかんのです。小学校や中学校に行ったら、最善の教育環境に置くだけではなくて、就学前においても子供にとっては最善の策がとられなければなら



ないというふうに思うんですけれども、最善の策じゃなくて、どんどんと保育行政、子育て支援、こうした分野については、正職員の比率を減らして当然だと。それはやむを得ないんだということでは、私はまだ理解ができません。なぜ正規の保育士が2人も資格を持っている方が退職するのに、それを補充しないのか、もう一度説明していただきたいと思います。

副議長（齊木一三君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今回の保育園の各園の状況は十分御承知の上でお話をされておるといふふうに思いますけれども、大口町においては、各園に園長補佐2名ずつ配置をいたしております。これも長年、町と保育園の現場との話し合いの中でそのような体制をとってきておるわけでございます。そして、各園の保育士の配置につきましても、それぞれ保育長、さらには各園の園長あたりのお話を聞く中で配置をいたしておりますし、職員採用につきましてもですが、たまたま今回、退職者が2名ありまして、新規の採用はないわけでございませぬけれども、保育士をという限定で今のお話を聞いておりますと、何かねらい打ちをしておるような印象に映りますけれども、そうではなくて、町全体の総数の職員の採用しなければならないという状況の中で、私どもなりに勘案をしまして、今回は保育士の採用をしなかったというものでございまして、今後、保育士の採用を全くしないということもお話をしておりませぬし、今後、今の保育士の不足等につきまして、また保育士の配置等につきましては、先ほどもお話をしましたように、保育園を取り巻くいろいろな諸問題があります。そういう問題も含めてお話をする中で、採用云々については検討していかねばならないというふうに思っております。先ほどからお話を聞いていますと、保育だけが学校就学前の道というんですか、そんなように聞けるわけですが、そうではなくて、先ほど議員みずからも言われましたように、町内にも私立の幼稚園が2カ所ありまして、それも就学前の今の形態の一つであります。ですから、保育園、あるいは公立の保育園だけが就学前の子育て、あるいは子育て支援のものではないというふうに私は思っております。

（2番議員挙手）

副議長（齊木一三君） 田中一成君。

2番（田中一成君） まだ、児童福祉法などは改悪されておられませんから、保育に欠ける児童に対する保育の責任は自治体にあるんです、現状は。それが公立の保育園、あるいは私立の認可保育園で保育するという別はありますよ。別はありますけれども、大口町には大口町の現状の中で、就学前の3分の2は保育園に行っているわけでしょう。就学前教育という意味と、保育に欠ける児童を保育するという二つの意味がありますよね。就学前教育だけをといいますが、そこに重点を置かれる皆さんは、幼稚園にやっているわけですよ。それはそれで、親の選択ですからいいんですよ。保育に欠けるような、いわゆる夫婦で働きたい、そういう皆さんについ

ては、保育園を当然選択されるんです。これからの社会を維持していく上で、女性の2人に1人は働きたい、こういうふうに思っている状況がある。これから人口は減少していく状況の中で、労働力をきちんと日本社会は維持していかなければならない。そうした女性の就労支援、そういう意味も含めて、保育の果たす役割は、日本社会も大口町でも大変重いものがあります。先ほど申しましたように、GDP比で日本のいわゆる育児支援、これは本当に最低ランクです、OECD諸国の中で。そういう最低ランクの中でつくられた国の保育の基準、その基準すらも大口町はクリアしていない。正規のクラスの担当まで、臨時職員の保育士さんに担当させている。そして、実際に保育をしている保育士さんの割合が、正職員と臨時保育士さんの割合がフィフティー・フィフティーというような状況、これは他の自治体と比べても、余りにも私はひどい状況じゃないかなあというふうに思います。幾ら私が言ってもそれ以上の前向きな答弁が多分ないんでしょうけれども、そうであれば、住民の皆さんにこういう状況をつぶさに知っていただいて、そして住民の皆さんといるいと力を合わせながら、大口町のこの貧弱な保育行政と、そして積極的になれない執行部の皆さんのあり方について、私は町内の皆さんに問いかけをしていきたいというふうに思います。

時間がほとんどありませんけれども、江南丹羽環境管理組合の最終処分場の問題について、せっかく通告がしてあります。河北上郷区の皆さんから、大口町議長あてにも陳情書が参っておりまして、この問題についての大口町の対応のあり方、これが問われているところであります。私は、あの最終処分場内には、ダイオキシン対策が十分にされない時期にも焼却残渣である焼却灰だけではなくて、高濃度のダイオキシンが含まれていると言われている電気集じん機などに集じんをされたいわゆる飛灰、こういうものもセメントで固化をして、そして最終処分場に埋め立てられております。提出していただいた資料がありますが、ゴムシートなどを下に敷いて、あそこに埋め立てているわけですが、本当に地元の方は心配だろうというふうに思います。今後、10年しますと、この江南丹羽環境管理組合の存在がなくなる可能性がありますね。2市2町の新たな一部事務組合ができてまいりまして、新処理施設がつくられてまいりますので、現在地に新しい処理施設ができるのかどうなのかということは、全然これから検討されることでありますけれども、いずれにしてもこの最終処分場を未来永劫あのような形にしておくことは、到底できないわけで、江南丹羽環境管理組合が解散をするというようなことになるまでに、何とかあの焼却灰については完全処理をしていただきたいというのは、地元の皆さんだけではなく、私もそういうふうに強く思っているところであります。例えば、あの焼却灰があのままの形で上に土をかぶせて埋め立ててしまっ、それで終わりだということにならないように対応していただきたいというふうに思います、いかがでしょうか。

副議長（齊木一三君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 時間もないわけですが、お手元の資料はまたじっくり  
ごらんいただくということでお許しをいただきたいと思います。なお、お配りさせていただきました  
江南丹羽環境管理組合の最終処分場の管理状況について（中間報告）につきましては、  
実は3月9日に報告がありまして、それを受けまして、地元の上郷区の総代さんにこの報告書  
をお渡しさせていただきました。地域としての最終処分場に対するお考えをお聞かせ願いたい  
ということで申し入れをしまいいりました。お地元の方では、それについて御協議をされると  
いうふうにはお聞きしております。したがって、大口町といたしましては、お地元である  
河北の上郷区の皆さんの御意見が最大限尊重されるように、組合、構成市町、さらには組合議  
会に対して要望していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。  
2番（田中一成君） ありがとうございました。

#### 散会の宣告

副議長（齊木一三君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、23日月曜日午前9時30分から本会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでございました。

（午前11時55分）

